

内閣府説明資料

令和3年4月1日

沖縄県に寄せられた寄附金について

○沖縄県に寄せられた寄附金の額

約52億円(令和3年3月30日時点)

○寄附金の管理

沖縄県は「沖縄県首里城復興基金」を設置。
県に寄せられた寄附金を基金に積み立てて管理。

○沖縄県の寄附金(基金)の活用方針

沖縄県は「沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針(令和2年7月30日)」を決定。
この方針に基づき、国と協議・調整が整った事業に充当する方針。

沖縄県首里城復興基金条例(抄)

令和2年3月16日 沖縄県条例第3号

(設置)

第1条 首里城火災(令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が焼失した火災をいう。)からの復興を目的とする費用の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城復興基金(以下「基金」という。)を設置する。



沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針

沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針(抄)

令和2年7月30日 沖縄県知事決裁

(基金活用の基本原則)

第1 基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人びとの想いを尊重し、基金条例第1条で定める目的(首里城火災からの復興)の範囲内において活用する。

(基金の活用方法)

第2 第1の基本原則に基づき、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に関し、主として次の事業のうち、国営公園事業である首里城の復元に取り組む国と協議、調整が整った事業に充当する。

- (1) 正殿の木材調達に関する事業
- (2) 正殿^{あかがわら}の赤瓦調達に関する事業
- (3) 大龍柱^{だいいりゅうちゆう}等の石彫刻、唐破風妻飾^{からは ふつまがざり}等の木彫刻及び龍頭棟飾^{りゅうとうむなかざり}等の焼物など、屋外彫刻の復元に関する事業
- (4) 扁額^{へんがく}などの室内装飾の復元に関する事業
- (5) 第1号から第4号のほか、首里城正殿、北殿及び南殿等の復元に関する事業

2 前項を掲げる事業の実施にあたっては、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものとする。

【参考】首里城復興基金の活用イメージ



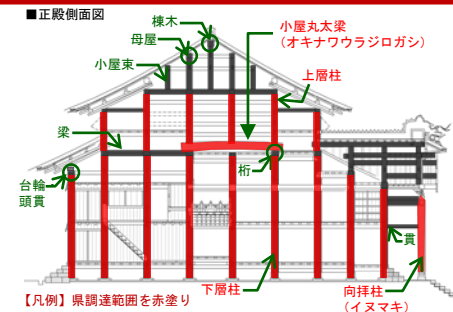
沖縄県首里城復興基金の活用について

- ・寄附金(基金)の活用については、沖縄県からの申し出があったものについて、**首里城復元に向けた技術検討委員会・同WGでも確認**を行いながら、協議を進めている。
- ・現在、大径材の調達、扁額の製作について協議が整ったところ。赤瓦については、調達に向け連携・協力して行う事項を確認し、仕様・数量等の検討を進めているところ。

寄附金を活用することで協議が整ったもの

(1) 大径材の調達

- 正殿に用いる大径材(国産ヒノキ)のうち柱材と小屋丸太梁材を、沖縄県が寄附金を活用して調達し、国に無償譲渡することで合意。(令和2年9月30日)
- 沖縄県が調達する材のうち、向拝柱にイヌマキ、小屋丸太梁にオキナワウラジロガシを使用することで協議内容を変更。(令和2年12月22日)



(2) 扁額の製作

- 正殿に掲げられていた扁額を、沖縄県が寄附金を活用して製作・展示することで合意。(令和3年3月30日)

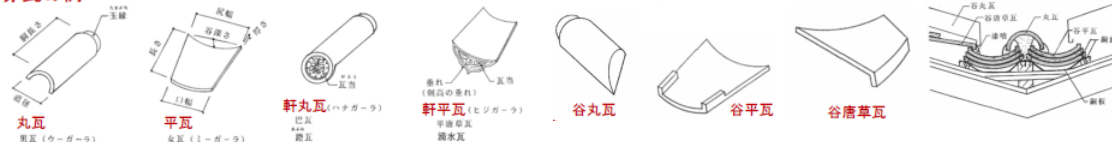


寄附金の活用に向け、連携・協力して行う事項を確認したもの

(3) 赤瓦の調達

- 寄附金を正殿の赤瓦調達に充てることを念頭に、国と県が連携・協力して行う事項を相互に確認 (令和2年12月21日)

■赤瓦の例



国

- ・首里城正殿復元工事に用いる赤瓦について、県より赤瓦製造に関する研究の結果等の提供を受けた後に仕様を定めて県へ提供。
- ・県が赤瓦を調達する際に、納品検査等において技術支援を実施。

連携協力

県

- ・国が提供した仕様を基に、寄附金を充当する赤瓦の製造範囲を選定。
- ・選定した赤瓦を調達し、首里城正殿復元工事に合わせて国へ無償譲渡。